告 示

埼玉県告示第四百五十号

より、次のとおり公金事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十三条の二第一項の規定に 令和六年四月二十三日

埼玉県知事 大 野 元 裕

委託した公金事務、 指定公金事務取扱者の名称等及び委託期間

住所又は	住所又は事務所の所在地指定公金事務取扱者の名称、	委託
玉県立嵐山郷、埼 社会福祉	他法人埼玉県社会福 1	令和六年四月一
県立皆光園障害 祉事業団	য়	令和七年三月三十一日
歯科診療所、埼玉 埼玉県比	比企郡嵐山町古里千	まで
立そうか光生園障 八百四十	四十八番地	
者歯科診療所及		
埼玉県立あさか向		
園障害者 歯科診		
所における手数料		
収事務		

一 指定公金事務取扱者の指定をした日

委託をした日

令和六年四月一日

 \equiv

令和六年四月一日